

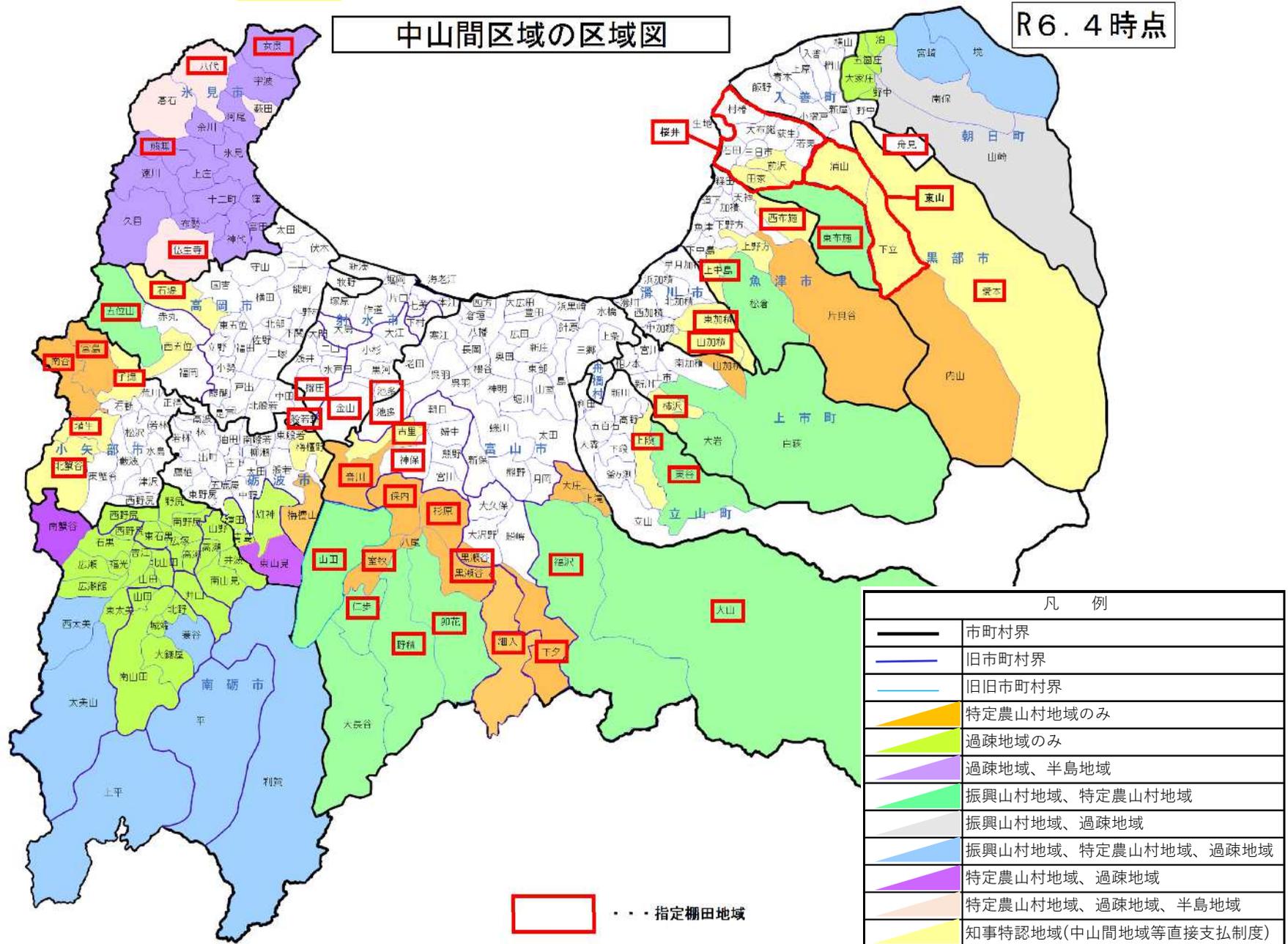
中山間地域等直接支払制度 の実施状況等について

富山県農林水産部農村振興課中山間農業振興係
令和7年2月21日

1 取組状況

(1) 第5期対策(令和6年度)の取組状況

○富山県15市町村のうち**14市町**で実施(舟橋村を除く)



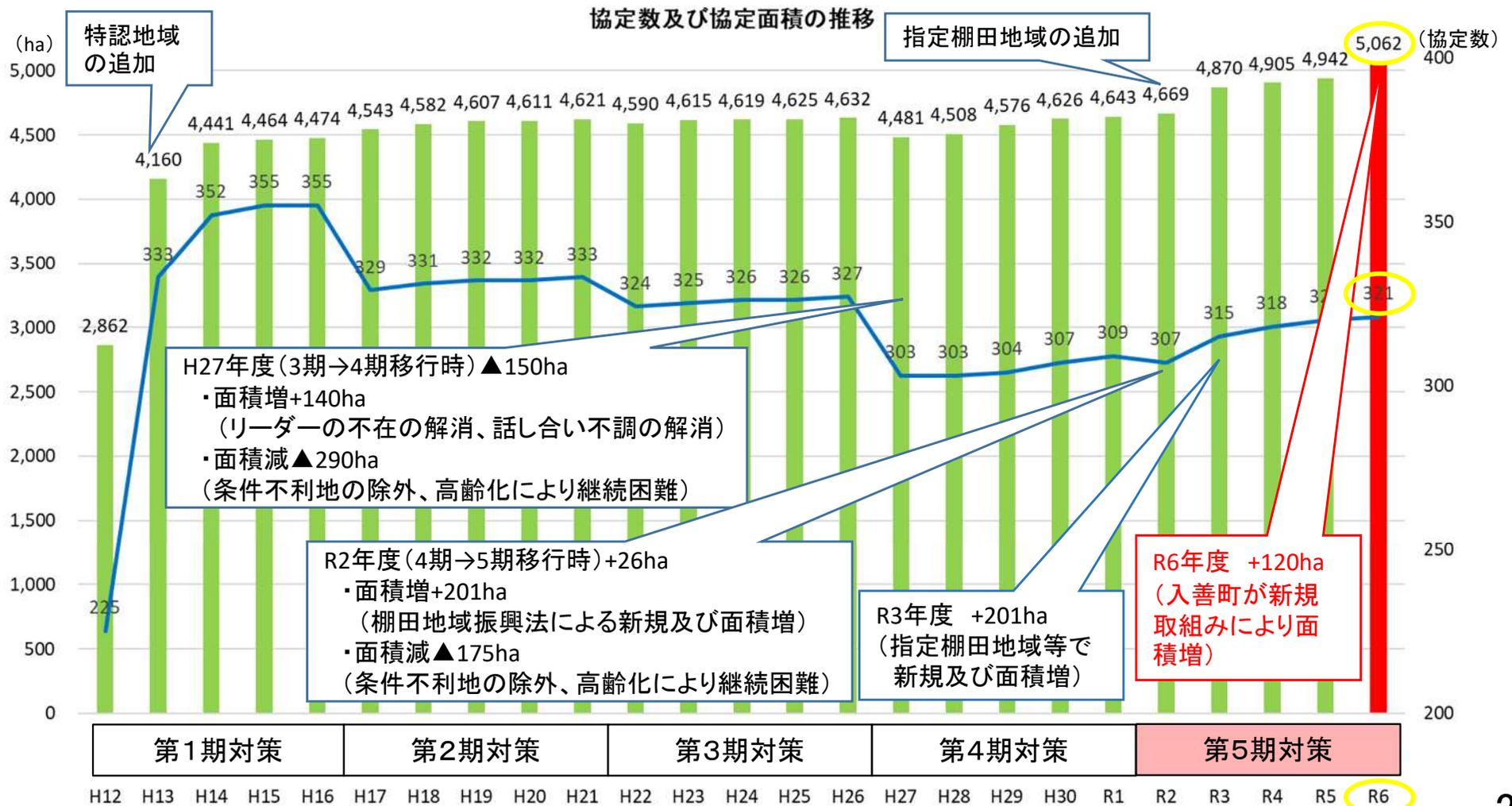
1 取組状況

(2) 県の実施状況(交付面積の推移)

○ 制度が始まった平成12年度(第1期対策)から平成14年度まで増加し、以降はほぼ横ばいで推移

○ 令和6年度の実施状況
(暫定)

- ・協定数 321 (R5:320)
- ・集落数 428 (R5:420) ※対象集落 506
- ・交付面積 5,062ha(R5: 4,942ha)
- ※対象農用地 5,918haの86%



1 取組状況

○令和6年度の県内市町村別実施状況(暫定値)

1. 協定数

市町村	計	集落協定		
		基礎単価	体制整備単価	
富山市	75	75	13	62
高岡市	11	11	1	10
魚津市	25	25	2	23
氷見市	44	44	-	44
滑川市	15	15	-	15
黒部市	23	23	-	23
砺波市	18	18	1	17
小矢部市	27	27	5	22
南砺市	50	50	10	40
射水市	8	8	-	8
上市町	8	8	-	8
立山町	10	10	-	10
入善町	1	1	1	-
朝日町	6	6	-	6
富山県計	321	321	33	288

2. 交付面積

(単位:ha)

市町村	計	集落協定		
		基礎単価	体制整備単価	
富山市	1,145	1,145	138	1,007
高岡市	138	138	5	133
魚津市	388	388	7	381
氷見市	557	557	-	557
滑川市	435	435	-	435
黒部市	434	434	-	434
砺波市	116	116	10	106
小矢部市	232	232	21	211
南砺市	1,022	1,022	136	886
射水市	94	94	-	94
上市町	109	109	-	109
立山町	153	153	-	153
入善町	122	122	122	
朝日町	117	117	-	117
富山県計	5,062	5,062	439	4,623

1 取組状況

○令和6年度の県内市町村別実施状況(暫定値)

3. 交付面積率

(単位:ha)

市町村	対象農用地面積	協定締結面積	交付面積	交付面積率
富山市	1,492	1,145	1,145	76.7%
高岡市	143	138	138	96.1%
魚津市	395	388	388	98.3%
氷見市	718	559	557	77.6%
滑川市	440	435	435	98.8%
黒部市	493	434	434	88.0%
砺波市	180	116	116	64.4%
小矢部市	234	232	232	99.1%
南砺市	1,117	1,022	1,022	91.5%
射水市	94	94	94	100.0%
上市町	169	110	109	64.6%
立山町	199	153	153	77.2%
入善町	122	122	122	100.0%
朝日町	122	117	117	95.4%
富山県計	5,918	5,065	5,062	85.5%

4. 交付金額

(単位:百万円)

市町村	計	基礎単価	体制整備単価
富山市	195	20	175
高岡市	28	1	27
魚津市	56	1	55
氷見市	90	-	90
滑川市	98	-	98
黒部市	72	-	72
砺波市	23	2	21
小矢部市	43	3	40
南砺市	159	18	141
射水市	13	-	13
上市町	16	-	16
立山町	26	-	26
入善町	8	8	-
朝日町	13	-	13
富山県計	840	53	787

1 取組状況

○令和6年度の県内市町村別実施状況(暫定値)

5. 加算措置取組面積

(単位:件数、ha)

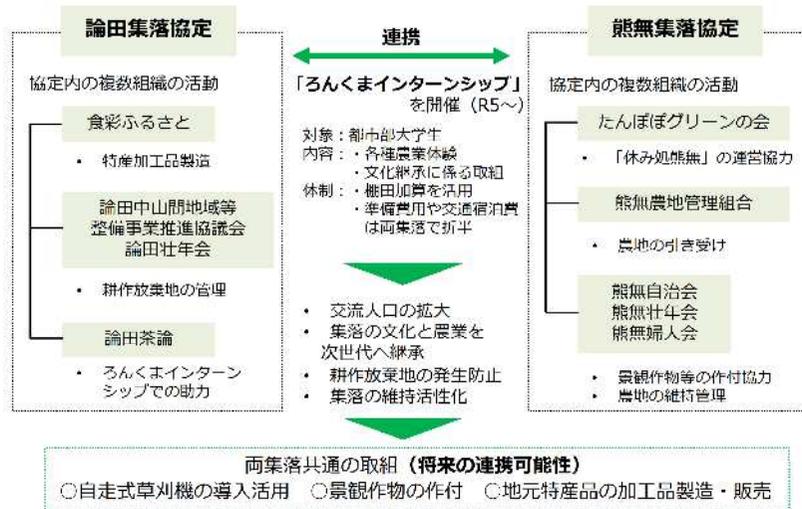
市町村	棚田地域振興活動加算		超急傾斜農地保全管理加算		集落協定広域化加算		集落機能強化加算		生産性向上加算	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
富山市	2	37	2	13	1	54	2	28	6	200
高岡市	5	56	-	-	-	-	-	-	-	-
魚津市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷見市	5	84	9	28	1	13	4	63	18	256
滑川市	5	137	-	-	-	-	-	-	-	-
黒部市	2	23	-	-	-	-	-	-	5	145
砺波市	-	-	3	11	-	-	1	11	3	22
小矢部市	-	-	-	-	-	-	1	20	3	69
南砺市	-	-	3	19	-	-	4	84	4	147
射水市	1	4	-	-	-	-	1	4	6	80
上市町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
立山町	6	44	-	-	-	-	-	-	-	-
入善町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
朝日町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富山県計	26	385	17	71	2	67	13	210	45	919

1 取組状況

○ 棚田地域振興活動加算を活用した事例（氷見市論田・熊無集落協定）

隣接集落と共同で行う農業インターンシップを契機に、連携して集落の活性化を実現

- ・ 隣接する集落協定が棚田地域振興活動加算を活用し、都市部大学生を対象とした農業インターンシップを共同開催
- ・ 農業インターンシップを通じ、交流人口の拡大に加え、集落の文化や農業の次世代への継承に取り組む

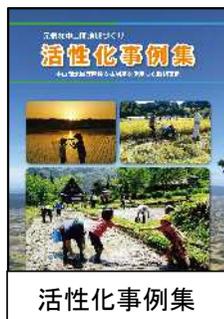


【インターンシップ学生による自走式草刈機体験】



○ 県による推進

農村環境の保全意識の向上や啓発を図るため、中山間直接支払制度の活用事例をまとめた活性化事例集の配布や、「ワクワクとやま」むらづくり推進大会で、優良活動表彰の受賞団体による事例発表を実施



2 第6期対策(R7~R11)について

日本型直接支払のうち 中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 28,460 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

<事業の内容>

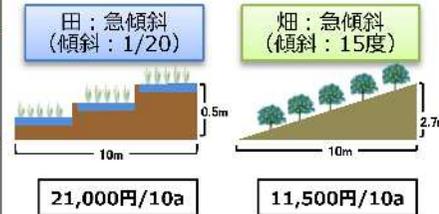
1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画」の作成を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 （超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可）	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） （超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可）	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大※3) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援※2	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策(R2~R6)で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動

(~5ha部分) 10,000円/10a、(5ha~10ha部分) 4,000円/10a、(10~40ha部分) 1,000円/10a

(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-835 8

2 第6期対策(R7~R11)について

中山間地域等直接支払制度 第6期対策（令和7年度～令和11年度）の ポイント

(1) 対象農用地の見直し

- 「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という本制度の趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図る
⇒**交付対象農用地を農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地とする**

(2) 体制整備単価の見直し

- 複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の活動への参画により将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進
⇒**体制整備単価（交付単価の10割）を交付する要件を、「ネットワーク化活動計画の作成」とする**

(3) 加算措置の見直し

- ネットワーク等の活動を安定化、活発化させる主導的役割を担う新たな人材の確保・育成に向けた取組と農業生産活動の継続、向上に向けた意欲的な取組を支援
⇒**「ネットワーク化加算」を創設**
- リモコン式自走草刈機やドローンなどを用いたスマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援
⇒**「スマート農業加算」を創設**

2 第6期対策(R7~R11)について

第5期対策と第6期対策の比較 (全体像)

※赤字が第5期対策からの変更箇所

【第5期対策】 (集落協定)

【第6期対策】 (集落協定)

加算部分
(10a 交付単価)

<ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全 ・協定の統合 ・人材の確保 ・集落機能強化 ・生産性の向上 	①超急傾斜農地保全管理加算 6,000円	
	②棚田地域振興活動加算	10,000円 (急傾斜) 14,000円 (超急傾斜)
	③集落協定広域化加算	3,000円
	④集落機能強化加算	3,000円
	⑤生産性向上加算	3,000円

※1 : ②から⑤は、集落戦略を作成することが加算実施の要件
2 : ③から⑤は、1集落協定当たり上限200万円

継続

<ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全 ・協定のネットワーク化・統合等 ・人材の確保 ・スマート農業による作業の省力化、効率化 	①超急傾斜農地保全管理加算 6,000円	
	②棚田地域振興活動加算	10,000円 (急傾斜) 14,000円 (超急傾斜)
	③ネットワーク化加算	10,000円 (最大)
	④スマート農業加算	5,000円

※1 : ②から④は、ネットワーク化活動計画を作成することが加算実施の要件
※2 : ネットワーク化加算の中に、集落機能強化加算にかかる経過措置を設定
※3 : ③は1集落協定当たり上限100万円 (集落機能強化加算にかかる経過措置は上限200万円)、④は1集落協定当たり上限200万円

交付単価 21,000円 (田 急傾斜 10a当たり) 等

【交付単価の考え方等】

- 中山間地域の農業生産条件の不利性を補正
- ▼ 基礎単価 (交付単価の8割を交付)
 - ・基礎的な活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道等の管理等) を行う場合に交付
- ▼ 体制整備単価 (交付単価の10割を交付)
 - ・基礎的な活動に加えて、10年後の地域農業と農地活用の将来像を話し合う集落戦略を作成する場合に交付

交付単価 21,000円 (田 急傾斜 10a当たり) 等

【交付単価の考え方等】

- 中山間地域の農業生産条件の不利性を補正
- ▼ 基礎単価 (交付単価の8割を交付)
 - ・基礎的な活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道等の管理等) を行う場合に交付
- ▼ 体制整備単価 (交付単価の10割を交付)
 - ・基礎的な活動に加えて、複数の集落協定間での活動の連携 (ネットワーク化) や統合、多様な組織等の参画に向けたネットワーク化活動計画を作成する場合に交付

対象農用地

【交付対象農用地】

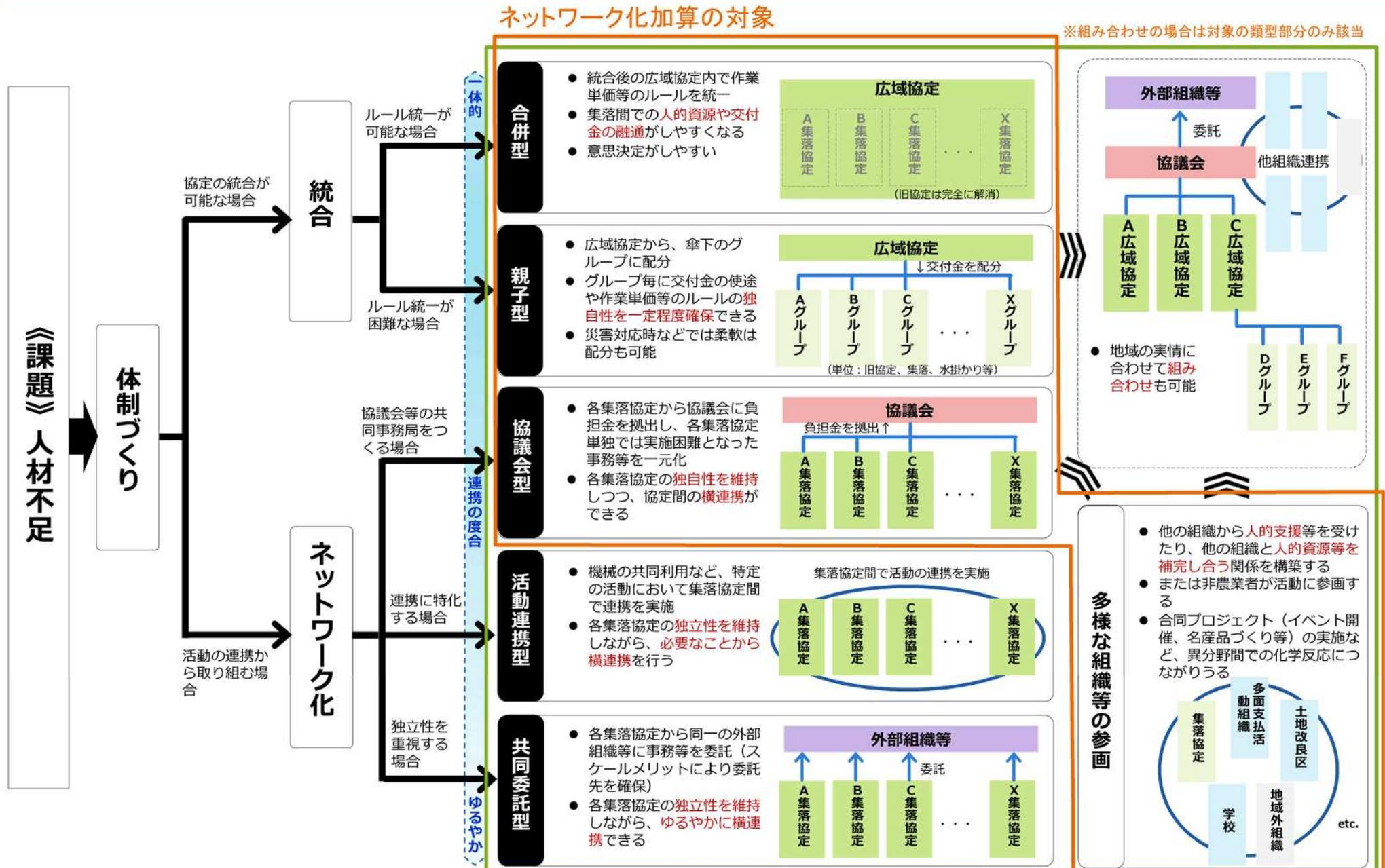
- 農振農用地区域内の農用地

【交付対象農用地】

- 農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地

2 第6期対策(R7~R11)について

体制づくりの類型イメージとネットワーク化活動計画やネットワーク化加算の対象範囲



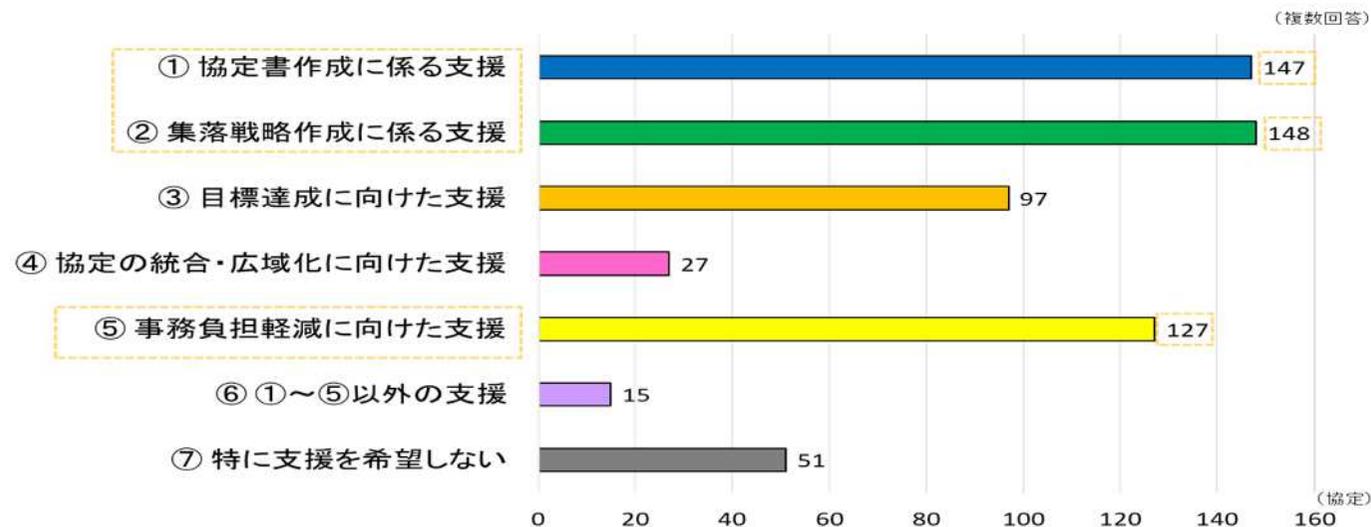
※組み合わせの場合は対象の類型部分のみ該当

※多様な組織等の参画は、同じ地域計画区域内に他の集落協定がない場合のみ該当

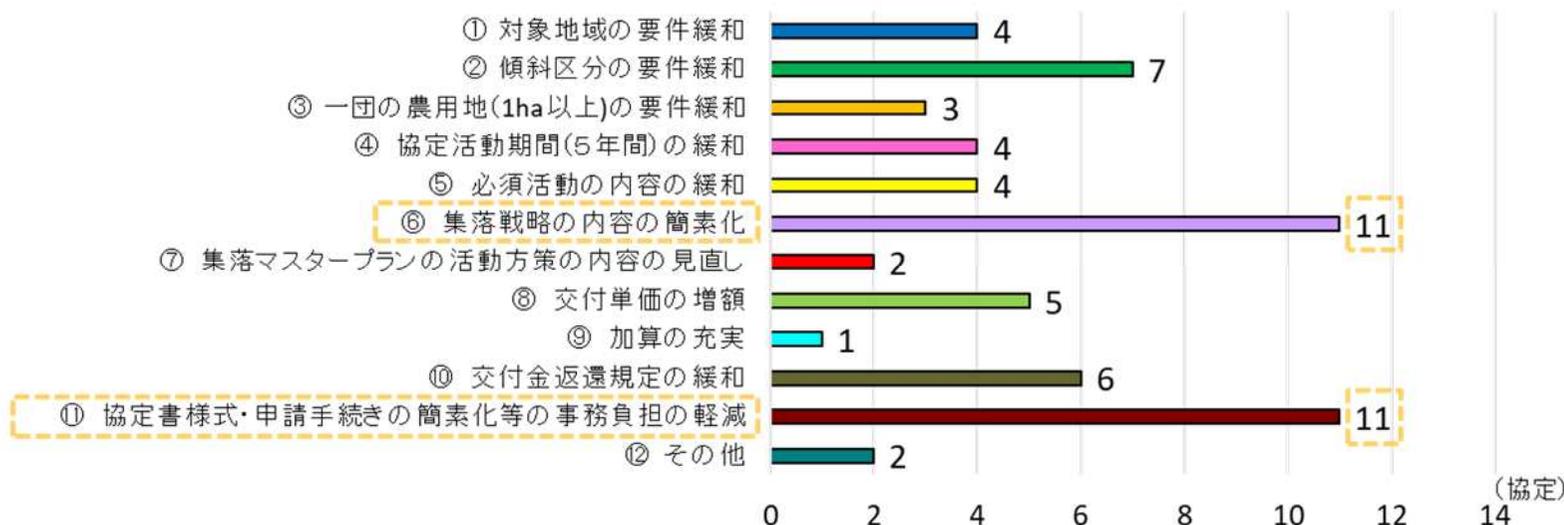
3 第6期対策に向けて、課題と対策

課題 【中山間直払第5期対策中間年及び最終年評価から抜粋】

○集落協定が市町村に要望する支援内容（中間年評価）（315協定にアンケートを実施）



○本制度の改善点（市町村の要望）（入善町、舟橋村を除く13市町が回答）

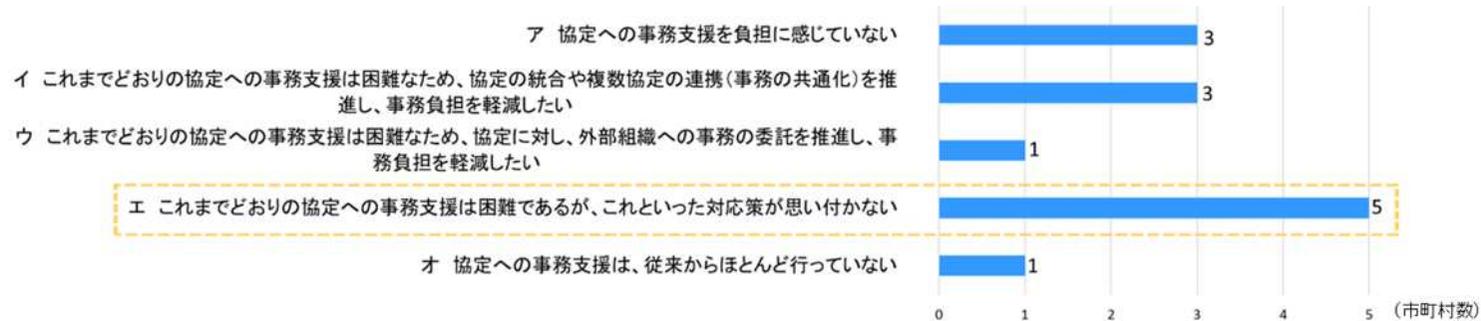


3 第6期対策に向けて、課題と対策

【中山間直払第5期対策中間年及び最終年評価から抜粋】

○市町村アンケート結果より（最終年評価）（入善町、舟橋村を除く13市町が回答）

8割の市町村が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援※について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか（※事務支援とは、活動計画等の書類の作成等の補助を協定に対し行うことをいう）



【第3者委員会における主な意見】 農山村振興対策委員会より

（令和5年2月20日（中間年評価）、令和6年2月19日（最終年評価））

○協定書や申請手続きの事務負担の軽減に対する意見が多く、今後さらに高齢化していく中、事務の相談窓口の設置やタブレット、AIなどの活用も視野に入れたサポート体制を整えてほしい

○集落協定の統合・広域化等、集落だけでは話合いが進まないことが多いため、アドバイスや指導等、県や市町村にお願いする

○参加者の高齢化等に対しては、広域化や外部人材（サポーター、ボランティア）の活用を推進してほしい

○広域化のメリットとして、事務作業の軽減だけではなく、人材の融通なども含めて、広域化のメリットを整理し、推進してほしい

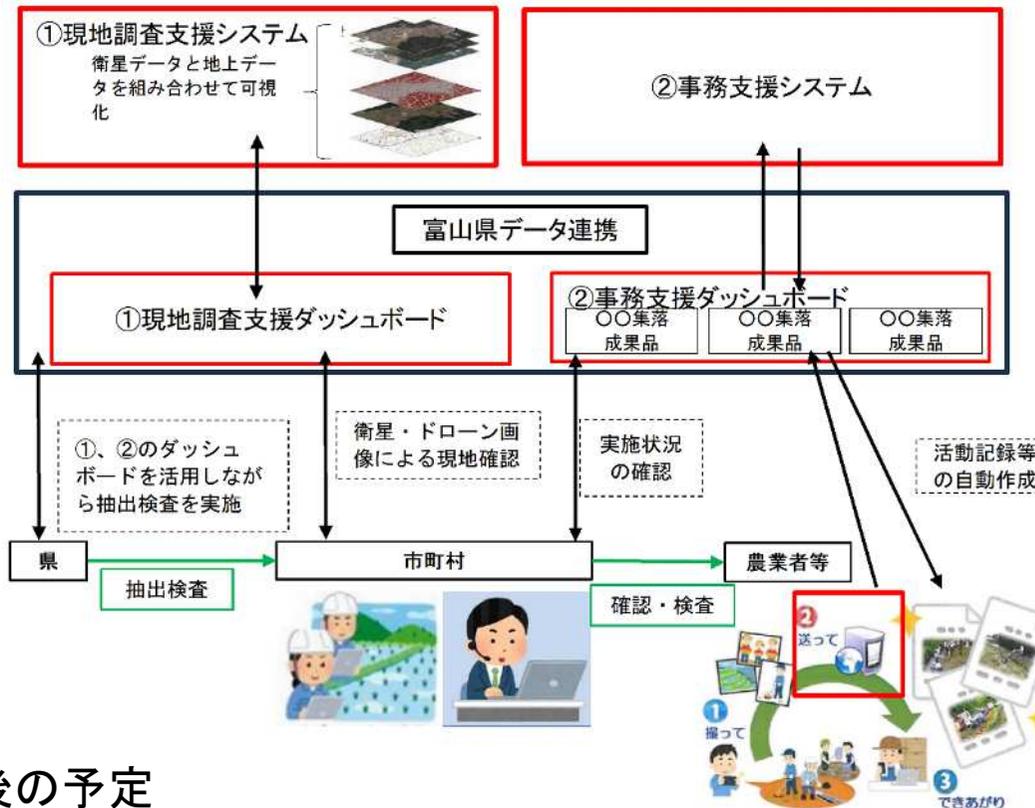
○農業の担い手の在り方についても、多様な人材を確保して推進するべきである

3 第6期対策に向けて、課題と対策

①事務負担軽減に向けた対策

衛星画像による現地調査の事務支援システムの実証・導入やデジタル技術を活用した活動記録簿、金銭出納簿等の自動作成の開発・導入により、事務作業の超省力・効率化を図る。

○実証のイメージ



OR 7. 1. 28に開催した第3回中山間直払市町村担当者会議で、事務支援システム導入に向けた実証内容を説明



中山間地域等直接支払制度における衛星画像利用のご紹介



2025/1/28 13:30~

○今後の予定

	R 7	R 8	R 9～
内容	<ul style="list-style-type: none"> 事務支援システム導入に向けたアンケート調査 県、市町村、地元等負担割合の調整・協議 	<ul style="list-style-type: none"> 衛星・ドローン画像を用いた現地調査実証 事務支援システム導入実証（活動記録簿、金銭出納簿等の自動化） 	<ul style="list-style-type: none"> 導入に向けたシステム開発 使い方研修、マニュアル作成

3 第6期対策に向けて、課題と対策

② ネットワーク化(外部人材の活用)に向けた対策

令和7年度から「中山間地域等直接支払制度」の第6期対策で10割単価の交付には、「**ネットワーク化活動計画**」を作成することが必要となり、①ネットワーク化、②統合、③**多様な組織等の参画**※から選択し、計画に位置付けなければならない。(※「1組織以上の農業者団体以外の組織または構成員の10%以上の非農業者が活動に参画」)

特に③**多様な組織等の参画**を選択した場合、多くの集落協定で本制度の10割単価が受けられるよう調整をしたい。(R7サポーター活動の**新規受入地域枠(6地域)を確保**予定)

OR7.1.28に開催した第3回中山間直払市町村担当者会議で、**県単独事業を紹介**

◆中山間地域保全パートナーシップ推進事業

中山間地域の集落等と**地域貢献活動等**をしたい**企業団体**、農作業や農村でのボランティア活動に参加したい「**農業・農村サポーター**」の**マッチング**を支援

◆各農林振興センターに設置している「**パートナーシップ推進デスク**」で、マッチング相談を受付

《マッチングイメージ》



OR7.2.5に開催した「元気な中山間地域づくりセミナー」で、中山間地域等の組織を対象に、「多種多様な組織・人材との連携」、「集落を越えた緩やかなネットワーク化」、「組織・分野を横断した地域運営」について「**合せ技で地域づくり**」をテーマにパネルディスカッションを実施

